

東高技調第419号
東高技管第59号
平成24年3月13日

(最終改正：令和6年3月27日東高総調第227号、東高技管第138号)

契約情報公表要領

(目的)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等の趣旨に基づき、東日本高速道路株式会社が行う入札及び契約手続きに関して公表すべき内容、方法その他必要な事項を定めることにより、入札及び契約に係る透明性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」(平成23年2月21日東高技調第596号)に定めるところによる。

(公表の対象)

第3条 公表の対象となる工事等及び物品等は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 工事等(工事等の内容等を秘密にする必要がある工事等及び契約制限価格が250万円未満の工事等を除く。以下同じ。)
- 二 物品等(物品等の内容等を秘密にする必要がある物品等及び契約制限価格が250万円未満の物品等を除く。以下同じ。)

(公表対象とする情報並びにその内容、期間及び方法等)

第4条 公表の対象とする情報は、入札及び契約手続きにかかる情報とし、公表する内容、期間及び方法等は、別表第1から第4に定めるとおりとする。ただし、法令又は別に定めるところにより、入札及び契約手続きにかかる情報の公表、開示、提供する場合は、この限りでない。

2 公表をホームページ掲載により行う場合には、第三者が容易に加工することができず、かつ、閲覧可能な形式に変換して掲載しなければならない。

ただし、別表にて検索可能な形式で公表する旨を明記している場合はこの限りでない。

附則(平成24年3月13日東高技調第419号、東高技管第59号)

- 1 本要領は、平成24年7月1日から施行し、施行日において現に公表中の契約情報にも適用する。
- 2 「工事等契約情報公表要領」(平成18年1月31日東高契第133号、東高建技第9号)は、本要領の施行をもって廃止する。

附則（平成24年6月22日東高技調第91号）

- 1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 契約情報公表要領（平成24年3月13日東高技調第419号・東高技管第59号）の一部を別添「契約情報公表要領新旧対照表」のとおり改める。

附則（平成26年12月3日東高総調第305号、東高建管第45号）

- 1 この要領は、平成26年12月3日から施行する。

附則（平成28年2月10日東高総調第301号、東高建管第75号）

- 1 この要領は、平成28年2月10日から施行する。

附則（平成31年3月20日東高総調第511号、東高建管第100号）

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の別表第3及び第4に定める契約情報のうち、施行日において現に紙閲覧により公表中の契約情報（以下「紙閲覧契約情報」という。）については、閲覧所で閲覧に付す方法に代え、閲覧希望者がいた場合に該当する契約情報を開示する方法により公表するものとする。

附則（令和4年3月30日東高総調第599号、東高技管第75号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日をもって、「工事等における中長期的な発注見通しの公表及び発注見通し公表の対象拡大について」（令和2年12月24日東高総調第361号、東高技管第52号）を廃止する。

附則（令和5年3月31日東高総調第E113号、東高技管第E35号）

- 1 この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則（令和6年3月27日東高総調第227号、東高技管第138号）

- 1 この要領は、令和6年4月1日以降に公表する契約情報に適用する。

【別表第1】通則的事項に関する公表

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考			
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載				
1	契約規程 (平成17年10月1日規程第9号)		制定又は作成後遅滞なく。(既に定めている場合は、本要領施行の日以降遅滞なく)。変更した場合は変更後遅滞なく。	常時公表。	○					
2	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成17年10月1日規程第33号。以下「特例規程」という。)							○		
3	契約規程実施細則 (平成17年10月1日細則第16号)							○		
4	契約事務処理要領 (平成23年2月21日東高技調第596号。以下「契約要領」と							○		
5	契約情報公表要領 (平成24年3月13日東高技調第419号、東高技管第59号)							○		
6	工事等の競争参加資格審査事務処理要領(以下「資格審査事務処理要領」という。)		当該資格の有効期間の末日。	○		契約規程第5条及び契約規程実施細則第4条に定める競争参加資格について、資格に関する要件、資格の申請及び審査の方法並びに資格認定の取消または保留にかかる基準について定めた要領をいう。				
7	競争参加者の資格に関する公示	資格審査事務処理要領別添1(競争参加者の資格に関する公示)					○	○	特例規程第4条第2項及び資格審査事務処理要領の規定に基づき、HP公表とともに官報に掲載する。	
8	競争参加資格有資格者名簿						○		資格審査事務処理要領に規定する競争参加資格有資格者名簿をいう。	
9	競争参加資格停止等事務処理要領 (平成18年8月7日東高契第269号。以下「資格停止要領」という。)		当該措置を行った後遅滞なく。	常時公表。	○					
10	競争参加資格停止措置の概要	資格停止要領様式第6号(競争参加資格停止措置について)						資格停止措置を講じた日の属する年度の翌々年度の3月31日。	○	資格停止要領第1条第1項の規定に基づき講じた競争参加資格停止措置の概要をいう。
11	工事における低入札価格調査について(要領) (平成25年5月21日東高総調第41号、東高建管第8号。以下「工事低入札要領」という。)		制定後遅滞なく。(既に定めている場合は本要領施行の日以降遅滞なく)。変更した場合は変更後遅滞なく。	常時公表。	○					
12	調査等における低入札価格調査について(要領) (平成24年6月22日東高技調第99号。以下「調査等低入札要領」という。)							○		
13	主工事請負契約における設計変更ガイドライン							○		
14	工事関係書類提出マニュアル							○		

【別表第1】通則的事項に関する公表

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載	
15	請負工事における適正な工期設定ガイドライン				○		
16	工程作成の手引き				○		
17	調査等請負契約における設計変更ガイドライン				○		
18	設計照査の手引き				○		
19	契約の履行に関する監督及び検査要領 (平成25年3月29日東高総調第89号、東高建管第13号)				○		
20	遠隔立会実施要領				○		
21	請負工事成績評定要領 (平成26年6月12日東高建管第7号。以下「工事成績要領」という。)				○		
22	調査等成績評定要領 (平成27年3月25日東高建管第70号。以下「調査等成績要領」という。)				○		
23	単価ファイル				○		
24	土木工事設計材料単価表				○		
25	工事請負契約に定める単品スライド条項運用要領				○		
26	工事現場における施工体制点検要領について (平成22年3月10日東高技管第54号)				○		
27	入札・契約の過程にかかる苦情処理要領 (令和 年 月 日東高総調第 号。以下「苦情処理要領」という。)				○		
28	談合情報等対応マニュアル (平成21年8月26日東高技調第257号)				○		

【別表第1】通則的事項に関する公表

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載	
29	入札監視委員会の設置に関する規程 (平成17年10月1日規程第34号)		制定後遅滞なく。(既に定めている場合は本要領施行の日以降遅滞なく)。変更した場合は変更後遅滞なく。	常時公表。	○		
30	入札監視委員会運営要領 (平成24年3月27日東高総業第195号)				○		
31	入札監視委員会の委員の氏名、職業等、審議の概要及び その他必要な資料	入札監視委員会運営 要領別記様式1-1 (議事概要)	①委員の氏名及び職業等 年度当初の委員会開催後遅滞なく。 委員の変更のあった場合には、その 直近の委員会の開催後遅滞なく。 ②審議の概要及びその他必要な資料 当該審議を行った委員会開催後遅滞 なく。	公表日の属する年度の翌年度の3月 31日。	○		審議の概要とは、入札監視委員会の設置に関 する規程に規定する議事概要をいう。
32	工事共通仕様書		制定後遅滞なく。(既に定めている場 合は本要領施行の日以降遅滞なく)。 変更した場合は変更後遅滞なく。	常時公表。	○		
33	調査等共通仕様書				○		
34	維持補修用機械購入共通仕様書				○		
35	維持補修用機械等定期点検及び整備共通仕様書				○		
36	東日本高速道路株式会社測量作業規程				○		
37	CAD による図面作成要領				○		
38	工事円滑化ガイドライン				○		

【別表第2-1】発注の見通しの公表(工事等)

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載	
1	発注見通し		公表時点から向こう1か年分について、4月1日以後遅滞なく。公表した内容を見直した場合にあっては、見直し後遅滞なく。	公表した日の属する年度の翌年度の3月31日まで。	○		<p>毎年度、7・10・1月の1日以後遅滞なく、公表時点から向こう1か年分の発注見通しに関する事項を見直すものとする。</p> <p>発注見通しの公表対象となる工事等は、本要領第3条の定めにかかわらず、以下のとおりとする。</p> <p>① 工事(工事の内容等を秘密にする必要がある工事及び契約制限価格が250万円未満と見込まれる工事を除く。)</p> <p>② 調査等(調査等の内容を秘密にする必要がある調査等及び契約制限価格が250万円未満と見込まれる調査等を除く。ただし、施工管理業務^{※1}は、全ての競争契約案件を公表対象とする。)</p> <p>公表にあたっては、検索可能な形式にて公表することとする。</p>
2	中長期的な発注見通し		当該年度を除き、その翌年度から向こう3か年度分を4月1日以後遅滞なく。	公表した年度の3月31日まで。	○		<p>中長期的な発注見通しの公表対象となる工事等は、本要領第3条の定めにかかわらず、以下のとおりとする。</p> <p>「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」(平成23年2月21日東高技調第596号)に定める工事等及び施工管理業務^{※1}で独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定に基づき行う新設・改築に係る事業及び修繕に係る工事、特定更新等工事(維持・修繕に係る工事を除く)に係る事業を対象とする。</p> <p>公表にあたっては、検索可能な形式にて公表することとする。</p>

※1 「施工管理業務」とは、「施工管理業務実施要領」に定める「施工管理業務」をいう。

【別表第2-2】調達計画の公示(物品等)

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載	
1	調達計画の公示		当該年度分について、4月1日以後遅滞なく。	当該年度の3月31日まで。		○	契約要領第165条第1項各号に該当する案件のみ官報に公示すること。
2	特定調達予定	契約要領様式24(特定調達予定案件一覧)	当該年度分について、4月1日以後遅滞なく。特定調達予定案件が追加となることが明らかになった場合は、追加が明らかになった後遅滞なく。		○ [※]		

※ 契約制限価格が10万SDR以上である場合のみ対象となる。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

【別表第3-1】個別工事に関する公表

契約方式欄の略称…一般:(条件付)一般競争入札、指名:指名競争入札、指併:条件付一般競争入札(指名併用型)、随意:随意契約

No	公表資料	契約方式				様式※1	公表期間		公表方法		備考
		一 般	指 名	指 併	随 意		開始	終了※2	ホームペー ジ 掲載	官報掲載	
1	入札公告、入札説明書 (契約図書を含む)	○		○		契約責任者が定める	入札公告時		○	○※3	競争参加資格とは、契約要領第12条第1項又は第28条第1項の定めに基づき、契約責任者が個別の契約ごとに定める競争参加資格をいう。 条件付一般競争入札(指名併用型)における指名基準とは、契約要領第44条第1項又は第45条第1項の定めに基づき、契約責任者が個別の契約ごとに定める指名基準をいう。
2	指名競争入札の公表		○			契約責任者が定める	指名通知後 遅滞なく		○		
3	競争参加資格確認結果表	○		○		契約要領様式76(競争参加資格確認結果表)		①成績評定通知を行った工事に係る公表情報…成績評定通知書を公表した日の属する年度の翌年度の3月31日 ②不落札または不成立となった工事に係る公表情報…不落札または不成立となった旨を公表した日の属する年度の翌年度の3月31日 ③上記以外の工事に係る公表情報…履行期間の末日の属する年度の翌年度の3月	○		
	指名理由書		○			契約要領様式79(指名理由書)			○		
	入札状況調書 (変更)見積状況調書	○	○	○	○	契約要領様式34~36(入札状況調書)			○		

【別表第3-1】個別工事に関する公表

契約方式欄の略称…一般:(条件付)一般競争入札、指名:指名競争入札、指併:条件付一般競争入札(指名併用型)、随意:随意契約

No	公表資料	契約方式				様式※1	公表期間		公表方法		備考	
		一般	指名	指併	随意		開始	終了※2	ホームページ掲載	官報掲載		
4	技術評価点内訳書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		契約要領様式37(技術評価点内訳書)	契約締結後 遅滞なく	31日	<input type="radio"/>		総合評価落札方式又はプロポーザル方式を適用した場合のみ	
	交渉概要書 (技術提案の審査、交渉及び改善に係る過程の概要)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>		総合評価落札方式を適用した場合のみ	
5	積算内訳書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
6	低入札価格調査の実施概要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		工事低入札要領別記様式2 (低入札価格調査の実施概要)			<input type="radio"/>			
7	契約状況表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		契約要領様式80-1(契約状況表)			<input type="radio"/>			
	随意契約結果書				<input type="radio"/>	契約要領様式81(随意契約結果書)	<input type="radio"/>					

【別表第3-1】個別工事に関する公表

契約方式欄の略称…一般:(条件付)一般競争入札、指名:指名競争入札、指併:条件付一般競争入札(指名併用型)、随意:随意契約

No	公表資料	契約方式				様式※1	公表期間		公表方法		備考
		一般	指名	指併	随意		開始	終了※2	ホームページ掲載	官報掲載	
8	落札者等の公示	○ ※4			○ ※4					○	遅くとも、落札者決定の日(随意契約の相手方決定の日)の翌日から40日以内に官報に掲載すること。
9	契約変更状況表	○	○	○	○	契約要領様式82(契約変更状況表)	変更契約締結後 遅滞なく		○		
10	成績評定通知書	○	○	○	○	工事成績要領別記様式6(工事成績評定通知書)	成績評定点通知後 遅滞なく		○		
11	苦情申立書及びこれに対する回答書(再苦情処理を含む)	○	○	○	○	≪入札・契約手続き関係≫ 苦情処理要領様式1(回答書)、様式2(却下書)、様式3(再苦情回答書)、様式4(再苦情却下書) 資格停止要領様式第7号(回答書)、第8号(却下書)、第9号(再苦情申立書)、第10号(再苦情回答書)、第11号(再苦情却下書) ≪成績評定関係≫ 工事成績要領別記様式7(説明請求書)、様式8(回答書)、様式9(再説明請求書)、様式10(再回答書)	回答書面の発信後 遅滞なく		○		苦情申出書及びこれに対する回答書を公表した日の属する年度の翌年度の3月31日

※1 公表の様式は、この表に規定する様式のほか、情報の公表等に関し別に定める内規等に規定する様式等又は電子調達契約管理システム(EPC)その他のシステムにより作成される様式等(それぞれ)

※2 公表の終了時期は、原則として表記載の時期とするが、契約責任者が特に必要と認める場合には、公表期間が1年を下回らない限りにおいて、表記載の時期よりも前に公表を終了することができる。

※3 契約制限価格が1500万SDR以上である場合には、入札公告は、ホームページ掲載とともに、特例規程の定めに従い官報に掲載して公示すること。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

※4 契約制限価格が1500万SDR以上である場合のみ対象となる。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

注意事項)

- ・入札不調(不成立、不落札)案件は、契約締結後遅滞なく公表する入札、契約情報(No.3~8)を公表してはならない。
- ・低入札価格調査実施中その他の理由により入札保留中の期間は、入札の執行中であることから、契約締結後遅滞なく公表することとされている入札・契約情報(No.3~8)を公表してはならない。

【別表第3-2】個別調査等に関する公表

ザル方式、随意：随意契約

No	公表資料	契約方式							様式※1	公表期間		公表方法		備考
		一 般	指 名	指 併	公 競	公 ブ	標 ブ	随 意		開始	終了※2	ホームペー ジ 掲載	官報掲載	
1	入札公告、入札説明書 (契約図書を含む)	○		○					契約責任者が定める	入札公告時		○	○※3	競争参加資格とは、契約要領第12条第1項又は第28条第1項の定めに基づき、契約責任者が個別の契約ごとに定める競争参加資格をいう。 条件付一般競争入札(指名併用型)における指名基準とは、契約要領第44条第1項又は第45条第1項の定めに基づき、契約責任者が個別の契約ごとに定める指名基準をいう。
					○	○			契約責任者が定める	入札公告時		○	○※3	
2	指名競争入札の公表		○					○	契約責任者が定める	指名通知後 遅滞なく		○		
3	競争参加資格確認結果表	○		○					契約要領様式76(競争参加資格確認結果表)			○		
	指名理由書		○					○	契約要領様式79(指名理由書)			○		
	選定結果表				○	○			契約要領様式77(選定結果表)			○		
4	特定結果表							○	○	契約要領様式78(特定結果表)		○		
	入札状況調書 (変更)見積状況調書	○	○	○	○	○	○	○	契約要領様式34～36(入札状況調書)			○		

①成績評定通知を行った調査等に係る公表情報…成績評定通知書を公表した日の属する年度の翌年度の3月31日
②不落札または不成立した調査等に

【別表第3-2】個別調査等に関する公表

ザル方式、随意：随意契約

No	公表資料	契約方式							様式※1	公表期間		公表方法		備考
		一般	指名	指併	公競	公プ	標プ	随意		開始	終了※2	ホームページ掲載	官報掲載	
5	技術評価点内訳書	○	○	○	○	○	○		契約要領様式37(技術評価点内訳書)	契約締結後 遅滞なく	立となった調査等に 係る公表情報…不落 札または不成立と なったことを公表した 日の属する年度の翌 年度の3月31日 ③上記以外の調査等 に係る公表情報…履 行期間の末日の属す る年度の翌年度の3 月31日	○		総合評価落札方式又はプロポーザル方式 を適用した場合のみ
6	積算内訳書	○	○	○	○	○	○		○					
7	低入札価格調査の実施概要	○	○	○	○			調査等低入札要領別記様式2 (低入札価格調査の実施概要)	○					
8	契約状況表	○	○	○	○	○	○	契約要領様式80-1(契約状況 表)	○					
	随意契約結果書							○ 契約要領様式81(随意契約結 果書)	○					
9	落札者等の公示	○ ※4			○ ※4	○ ※4			○ ※4		○		遅くとも、落札者決定の日(随意契約の相 手方決定の日)から40日以内に官報に掲 載すること。	
10	契約変更状況表	○	○	○	○	○	○	契約要領様式82(契約変更状 況表)	変更契約締結後 遅滞なく	○				

【別表第3-2】個別調査等に関する公表

ザル方式、随意:随意契約

No	公表資料	契約方式							様式※1	公表期間		公表方法		備考
		一 般	指 名	指 併	公 競	公 ブ	標 ブ	随 意		開始	終了※2	ホームペー ジ 掲載	官報掲載	
11	成績評定通知書	○	○	○	○	○	○	○	調査等成績要領別記様式第2号 (調査等成績評定通知書)	成績評定点通知後 遅滞なく		○		
12	苦情申立書及びこれに対する回答書(再苦情処理を含む)	○	○	○	○	○	○	○	≪入札・契約手続き関係≫ 苦情処理要領様式1(回答書)、 様式2(却下書)、様式3(再苦情 回答書)、様式4(再苦情却下 書) 資格停止要領様式第7号(回答 書)、第8号(却下書)、第9号(再 苦情申立書)、第10号(再苦情 回答書)、第11号(再苦情却下 書) ≪成績評定関係≫ 調査等成績要領別記様式第3号 (説明請求書)、第4号(回答 書)、第5号(再説明請求書)、第 6号(再回答書)	回答書面の発信後 遅滞なく	苦情申出書及びこれ に対する回答書を公 表した日の属する年 度の翌年度の3月31 日	○		

※1 公表の様式は、この表に規定する様式のほか、情報の公表等に関し別に定める内規等に規定する様式等又は電子調達契約管理システム(EPC)その他のシステムにより作成される様式等(それぞれ必要な情報が)

※2 公表の終了時期は、原則として表記載の時期とするが、契約責任者が特に必要と認める場合には、表記載の時期よりも前に公表を終了することができる。

※3 契約制限価格が45万SDR以上である場合には、入札公告は、ホームページ掲載とともに、特例規程の定めに従い官報に掲載して公示すること。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

※4 契約制限価格が45万SDR以上である場合のみ対象となる。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

注意事項)

・入札不調(不成立、不落札)案件は、契約締結後遅滞なく公表する入札、契約情報(No.3~9)を公表してはならない。

・低入札価格調査実施中その他の理由により入札保留中の期間は、入札の執行中であることから、契約締結後遅滞なく公表することとされている入札、契約情報(No.3~9)を公表してはならない。

【別表第3-3】個別物品等に関する公表

契約方式欄の略称…一般：一般競争入札、随意：随意契約

No	公表資料	契約方式		様式 ^{※1}	公表期間		公表方法		備考	
		一般	随意		開始	終了 ^{※2}	ホームページ掲載	官報掲載		
1	資料提供招請に関する公示	○ ^{※3}			年度開始または年度開始前の可能な限り早い時期			○	○	契約要領第158条第1項及び第3項の規定により、資料提供招請を要する場合のみ官報に公示するとともにホームページに掲載すること。
2	意見招請に関する公示	○ ^{※4}			契約要領第158条第1項②に定める電気通信機器及びサービス…入札公告予定日の少なくとも60日以上前 上記以外…入札公告予定日の少なくとも30日以上前			○	○	契約要領第161条第1項の規定により、意見招請を要する場合のみ、官報に公示するとともにホームページに掲載すること。
3	入札公告、入札説明書（契約図書を含む）	○		契約責任者が定める	入札公告時			○	○ ^{※6}	競争参加資格とは、契約要領第169条第1項又は第200条第1項の定めに基づき、契約責任者が個別の契約ごとに定める競争参加資格をいう。
4	随意契約に関する公示		○ ^{※5}		契約要領第158条第1項②に定める電気通信機器及びサービス…契約予定日の少なくとも40日以上前 上記以外…契約予定日の少なくとも20日以上前		①不落札または不成立となった物品等に係る公表情報…不落札または不成立となったことを公表した日の属する月の3ヶ月後の末日 ②上記以外の物品等に係る公表情報…契約状況表公表日の属する月の3ヶ月後の末日		○	
5	契約状況表	○		契約要領様式80-2（契約状況表）	契約締結後 遅滞なく			○		
6	落札者等の公示	○ ^{※5}	○ ^{※5}						○	遅くとも、落札者決定の日（随意契約の相手方決定の日）から40日以内に官報に掲載すること。
7	苦情申立書及びこれに対する回答書（再苦情処理を含む）	○	○	《入札・契約手続き関係》 苦情処理要領様式1（回答書）、様式2（却下書）、様式3（再苦情回答書）、様式4（再苦情却下書） 資格停止要領様式第7号（回答書）、第8号（却下書）、第9号（再苦情申立書）、第10号（再苦情回答書）、第11号（再苦情却下書）	回答書面の発信後 遅滞なく		苦情申立書及びこれに対する回答書を公表した日の属する年度の翌年度の3月31日	○		

※1 公表の様式は、この表に規定する様式のほか、情報の公表等に関し別に定める内規等に規定する様式等又は電子調達契約管理システム(EPC)その他のシステムにより作成される様式等(それぞれ必
※2 公表の終了時期は、原則として表記載の時期とするが、契約責任者が特に必要と認める場合には、表記載の時期よりも前に公表を終了することができる。

※3 契約要領第158条第1項に定める市場調査のための資料等の提供招請を行う場合のみ対象となる。

※4 契約要領第161条第1項に定める調達を円滑に行うための調達前の意見招請を行う場合のみ対象となる。

※5 契約制限価格が10万SDR以上である場合のみ対象となる。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

※6 契約制限価格が10万SDR以上である場合には、入札公告は、ホームページ掲載とともに、特例規程の定めに従い官報に掲載して公示すること。(邦貨換算額は当該時点で適用されるものを確認すること)

※7 「紙閲覧」は、閲覧所で閲覧に付すことをいい、必ずしも紙面によることを要しない。

注意事項

・入札不調（不成立、不落札）案件は、契約締結後遅滞なく公表する入札、契約情報（No.5.6）を公表してはならない。

・入札保留中の期間は、入札の執行中であることから、契約締結後遅滞なく公表することとされている入札、契約情報（No.5.6）を公表してはならない。

【別表第4】談合等不正行為防止のための公表

No	公表資料	様式	公表期間		公表方法		備考
			開始	終了	ホームページ掲載	官報掲載	
1	工事契約統計資料		とりまとめの対象となる年度の翌年度の6月30日を目途に。	公表した日の属する年度の翌々年度の3月31日	○		
2	主要工事種別月別平均落札率		とりまとめの対象となる月の翌月1日を目途に。		○		